



消費者機構日本

ニュースレター 178号

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階  
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>  
発行人:二村 睦子 編集責任者:板谷 伸彦

・CONTENTS・

1. 順天堂大学 入学検定料等に係る返還訴訟の和解について

## 1. 順天堂大学 入学検定料等に係る返還訴訟の和解について

2023年3月20日、当機構と順天堂大学との間で簡易確定手続における和解が成立しました。債権が確定した方々(1,184名)への入学検定料等相当額の損害賠償金の分配時期は5月中旬頃を予定しています。

3/20 記者会見のようす。中央は中山弘子会長、二村睦子理事長。  
弁護団から本間紀子弁護士、鈴木さとみ弁護士、大野絵里子弁護士



本件は、特定適格消費者団体である当機構が順天堂大学に対して消費者裁判手続特例法に基づき入学検定料等の返還を求めて東京地方裁判所に提訴したものです(2019年10月18日)。

既に共通義務確認訴訟(第1段階)の判決は確定しており(2021年10月6日)、順天堂大学が入学検定料等相当額の損害賠償義務を負うとされていました。その判決に従い、債権額を確定するための簡易確定手続(第2段階)が開始され(2021年12月21日)、当機構は順天堂大学から開示された対象消費者2,708名宛に個別通知を行い、そのうち当機構に授権いただいた1,197名分の債権をとりまとめて東京地方裁判所に債権届出を行いました(2022年4月26日)。

この届出に対して順天堂大学から、届出消費者の全員の債権につき認否が示されたため(7月28日)、当機構から届出消費者個別に意思確認を行い、認否を争う旨の申出を行いました(8月26日)。

認否を争う旨の申出を行って以降、裁判所を交えて当機構と順天堂大学の間で協議を重ねてきました。認否の中では、順天堂大学側から、届出消費者の提出したアンケートの「志望理由」の回答によって「本件判定基準が事前に明らかにされていたとしてもなお、

本件試験に出願したと認められるような特別な事情がある」者として、その債権の全てを否認する主張も行われましたが、入学検定料、送金手数料、郵送料の全額を認めることを前提に、費用報酬の額や遅延損害金について調整する内容の和解案となりました。この和解案によると、授權契約書のとおり当機構に費用及び報酬をお支払いいただいたとしても、各届出消費者が順天堂大学に支払った入学検定料、送金手数料、郵送料の合計額よりも多い額を分配できます。当機構として和解案に応じず裁判所による決定を求めるとも可能でしたが、その場合、和解案以上の内容になるとは限らず、また、仮に和解案以上の内容になったとしてもその決定に対して順天堂大学側から異議が出された場合には異議後の訴訟に移行し更に長期化することとなります。

和解案への意思確認のため、和解対象者に書面を送付しました（2 月 20 日）。全員から同意の確認を得られたため、2023 年 3 月 20 日、1,183 人について和解が成立し、債権内容が確定しました。

この和解に従い、順天堂大学からは、3 月末までに当機構に損害賠償金の支払いが行われます。当機構から債権が確定した方々への分配金の振込みは 5 月中旬頃を予定しています。

<債権と金額について>

	人数	債権個数	金額／備考
対象消費者 (被告からの開示)	2,708 人	4,283 個	／相手方から開示された名簿記載数
個別通知ができた人数 (郵送およびメール)	2,477 人		／宛先不明 231 通。
債権届出 (A)	1,197 人	2,034 個	156,461,155 円 (入学検定料等相当額 120,633,012 円) ① (費用・報酬相当額 35,828,143 円) ② および法令にもとづく遅延損害金
／取下げ	13 人	21 個	
和解で確定した債権	1,183 人	2,012 個	166,756,463 円 (入学検定料等相当額 117,980,490 円) (費用・報酬相当額 18,877,127 円) ※1 (遅延損害金 29,898,846 円) ※2
／認否を争わず確定	1 人	1 個	81,494 円
回収合計 (B)	1,184 人	2,013 個	166,837,957 円 (入学検定料等相当額 118,042,660 円) ③ (費用・報酬相当額 18,877,127 円) ④ (遅延損害金 29,918,170 円)
債権届出と回収合計の 差 (B)－(A)	▲13 人 ※3	▲21 個	入学検定料等相当額の差 (③-①) ▲2,590,352 円 費用・報酬相当額の差 (④-②) ▲16,951,016 円

- (※1) 民法上の不法行為による損害賠償請求訴訟では、多くの場合判決で認められる費用（弁護士費用相当損害金）は認められた請求元本の10%であるところ、この制度の特殊性を考慮し16%で和解ができ、対象消費者の方々に相当有利な内容となりました。
- (※2) 訴訟上の和解では遅延損害金についてすべて放棄することもあります、相当部分の支払いを認めさせました。
- (※3) 取り下げ債権（13人、21個）の理由は次のとおりです。  
 （全部取り下げが13名20個。あと一個は複数債権の中から一個だけ取り下げられたもの。）
- ・順天堂大学に出願記録が無く、受験した証拠を提示できなかったため：2人（債権個数2個）
  - ・既に別訴訟で和解済のため：2人（債権個数3個）
  - ・ご本人からの取り下げの申出による：10名（債権個数16個）

**全国の適格消費者団体（23団体）のホームページ公表情報  
 （2023年2月8日～2023年3月15日分）**

- 現在、全国の適格消費者団体は23団体です。各団体のホームページの公表情報をお知らせします。
- 事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。
- ※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公 表 情 報(2023年2月8日～2023年3月15日)
<p>《消費者支援ネット北海道》  <a href="http://www.e-hocnet.info/">http://www.e-hocnet.info/</a></p>	<p>■ 2023-03-15                      : <a href="#">GFA(株)から回答書が届きました。</a>                      : <a href="#">(株)北海道産地直送センターに対し再申入書を送付しました。</a>                      : <a href="#">方ロリートレードサポートに対し、申入書を送付しました。</a>                      : <a href="#">(株)A B C Cooking Studio に対し、申入れ協議終了の連絡書を送付しました。</a>                      : <a href="#">(株)FLLW へ申入書を送付しました。</a></p> <p>■ 2023-02-17                      : <a href="#">(株)ヴィエリスに対し照会書兼再申入書、GFA(株)に対し照会書を送付しました。</a>                      : <a href="#">「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」告示案及び同運用基準案に対する意見書を提出しました。</a></p>
<p>《消費者市民ネットとうほく》  <a href="http://www.shiminnet-tohoku.com/">http://www.shiminnet-tohoku.com/</a></p>	<p>■ 2023.02.09                      : <a href="#">(株)小学館に対する申入れ等の経過について公表します。</a>                      : <a href="#">決済サービス事業者に対し行った照会の結果を公表します。</a>                      : <a href="#">(株)仙和に対する申入れ等の経過について公表します。</a></p>
<p>《とちぎ消費者リンク》  <a href="http://tochigilink.org/">http://tochigilink.org/</a></p>	<p>■ 2023/03/14 : <a href="#">株式会社三和住宅より回答書が届きました。</a>                      ■ 2023/02/16 : <a href="#">(株)三和住宅に差止請求書を送付しました。</a></p>
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》  <a href="https://www.npo-himawari.jp/">https://www.npo-himawari.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023年03月10日：くらしのレスキューサービス事業者（水のトラブル）貴和設備に対して、差止請求訴訟を提起</li> <li>■ 2023年03月08日 ：LINE（株）に対し「申入書」を送付、「回答」を受領。 ：（株）ARROWS に対する申入れ活動を終了しました</li> </ul> <p>★<a href="#">過去の記事・業種別一覧</a></p>
<p>《消費者市民サポートちば》 <a href="https://sapochiba.com/">https://sapochiba.com/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023/3/10：（株）ゼクシスへ申入れを行いました。 ・<a href="#">申入書(2023.01.06)</a></li> </ul>
<p>《消費者機構日本》 <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023年3月9日：（株）ノジマの通販サイトにおいて「延長保証」の選択方式が改善されました。</li> <li>■ 2023年3月6日：（株）ネットマーケティングに恋愛マッチングサービス「Omiai」の返金割合改定について問合せを行いました。</li> <li>■ 2023年2月27日：【順天堂大学】和解に対する授権者の皆様の意思確認について</li> <li>■ 2023年2月24日：NHK ウェブサイトでの衛星契約に係る転居手続きページの表示改善と衛星契約の解約等に関する手続についてのお知らせ</li> </ul>
<p>《全国消費生活相談員協会》 <a href="http://www.zenso.or.jp/">http://www.zenso.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023/2/24：パブコメ 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」告示案及び「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」運用基準案に関する意見を提出しました。</li> <li>■ 2023/2/21 パブコメ「大阪市消費者教育推進計画（素案）」に対する意見を提出しました。</li> </ul>
<p>《消費者支援かながわ》 <a href="http://www.ss-kanagawa.org/">http://www.ss-kanagawa.org/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023/3/7：ワンキャンハウス株式会社に対し、消費者契約法4条1項1項に基づく事前請求書を送付しました。</li> <li>■ 2023/2/27：（株）タスカジに対し、申入れを行ないました。</li> </ul>
<p>《消費生活ネットワーク新潟》 <a href="http://www.network-niigata.com/index.html">http://www.network-niigata.com/index.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023年02月17日：株式会社ピカイチより回答がきました</li> </ul>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 <a href="http://csnet-ishikawa.com/">http://csnet-ishikawa.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023年03月15日 ：株式会社Coo&amp;RIKU 東日本より回答書が届きました ：（株）オー・ド・ヴィー・ウエディングより回答書が届きました ：（株）ジェイアール東海ツアーズより回答書が届きました</li> <li>■ 2023年03月09日 宗教法人薬師寺に対する差止請求訴訟（第二次）の第9回期日が開かれました</li> <li>■ その他：申し入れ活動記事一覧： <a href="https://cnt.or.jp/category/information">https://cnt.or.jp/category/information</a></li> </ul>

<p>《京都消費者契約ネットワーク》 <a href="http://kccn.jp/">http://kccn.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <a href="#">2023.03.06 : 株式会社総合資格が募集している資格試験対策講座等について、受講申込書等の改善が行われたことを受け、「要請」活動を終了しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023.03.03 : 2023年1月30日、最高裁判所令和4年12月12日判決を受けて、フォーシース代理人に対しお問合せを行ったところ、回答がありました。</a></li> <li>■ 2023.03.02 : <a href="#">(株)ハハラボへの「申入書兼要請書」に対して回答が届きました。</a> : <a href="#">(株)希乃屋への「申入書兼お問合せ」に対して回答が届きました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023.03.01 : サントリーウエルネス株式会社「リフタージュ」のウェブサイト上の表記、広告チラシ等に関する問題等の検討の結果の公表</a></li> <li>■ <a href="#">2023.02.21 : 消費者庁長官が認定した返金措置を実施した株式会社モイストの実施状況に関する「行政文書開示決定(変更)通知書」に基づく行政文書の写しを受領しましたが、「審査請求書」は維持することにしました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023.02.10: USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第18回裁判が行われました。</a></li> </ul>
<p>《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <a href="#">2023年3月1日: 2023年動画「水まわりのトラブルと解決の種」を制作しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023年2月27日: ポジティブドリームパーソンズ株式会社ポジティブドリームパーソンズより、令和5年2月17日付で「再回答書」が届きました。 20230217 ポジティブドリームパーソンズ再回答書</a></li> <li>■ <a href="#">2023年2月22日: (一社)少額短期保険協会一般社団法人少額短期保険協会より、令和5年2月22日付で「申入書に対する回答書」が届きました。 20230222 日本少額短期保険協会 回答書</a></li> </ul>
<p>《消費者ネットおokayama》 <a href="http://okayama-con.net/">http://okayama-con.net/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 <a href="http://ehime-syohisya-net.org/">http://ehime-syohisya-net.org/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <a href="#">2023年02月22日: (公財)太宰府メモリアルパークから御連絡を受領しました</a></li> </ul>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a></p>	<p>■2023-03-10：<a href="#">匠工務一級建築士事務所・匠工務こと山口卓三氏に対する申入れを終了しました。</a> ■2023-03-02：<a href="#">起業スクールの解除料条項について改定がなされました。</a></p>
<p>《消費者ネットワークかごしま》 <a href="https://net-kagoshima.com/">https://net-kagoshima.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

・・・END